

争議行為の予告について

東京都庁関連法人一般労働組合都庁法人東京都立病院機構支部中央執行委員長 矢吹 義則から争議行為を行う旨の通知が令和 7 年 1 0 月 3 0 日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和 2 1 年勅令第 4 7 8 号）第 1 0 条の 4 第 4 項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 1 月 6 日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金・労働条件の確保及び向上の要求に関する件

二 日時

令和 7 年 1 1 月 1 9 日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類（以下原文のまま掲載）

全面的または部分的に、連続的または断続的に保安要員を除く組合員の全部または一部がストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施する。

別表

東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台二丁目 8 番地の 2 9
東京都立小児総合医療センター	同 上
東京都立神経病院	府中市武蔵台二丁目 6 番地の 1

東京都立多摩南部地域 病院	多摩市中沢二丁目 1 番地の 2
東京都立多摩北部医療 センター	東村山市青葉町一丁目 7 番地の 1
東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町二丁目 4 4 番 1 号
東京都立東部地域病院	葛飾区亀有五丁目 1 4 番 1 号